

香川県報



第 30 号

平成 15 年

4月18日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

（県立病院・施設経営課）

一

公告

○土地改良事業計画変更の適否決定

（土地改良課）

一

○土地改良事業の認可

（土地改良課）

二

○土地改良区の役員の就任の届出（二件）

（土地改良課）

二

○土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

三

○基本測量の実施の通知

（土木監理課）

三

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（都市計画課）

四

○一般競争入札の実施

（住宅課）

四

公安委員会告示

○平成十四年香川県公安委員会告示第六号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）の一部改正

一一

○平成十四年香川県公安委員会告示第七号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部改正

一一

○平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正

一一

○選挙管理委員会告示

一一

○地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数

一一

正誤

等

等

等

等

等

規則

○平成十五年三月三十一日（香川県報号外八）香川県規則第五十八号中訂正
香川県立病院財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年四月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第六十五号

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

香川県立病院財務規則（昭和三十九年香川県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一号様式（その二）中

「
機密一級
機密二級
」

を

「
機密一級
機密二級
」

に改め

る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の第二十一号様式（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。

公告

香川県公告第二百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業真元地区）計画を変更することについて平成十五年三月二十四日適当と決定した。

その関係書類を坂出市経済部農林水産課において平成十五年四月二十四日から同年五月十四日まで縦覧に供する。

平成十五年四月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年四月七日認可した。

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三豊郡三野町土地改良区	基盤整備促進事業汐木地区（農業用排水路整備）
〃	基盤整備促進事業汐木地区（農道整備）

●香川県公告第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（農村総合整備事業（ほ場整備事業）長尾地区（野間田団地））計画を変更することについて平成十五年四月三日同意した。

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市円座土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった）

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種別	氏名	住 所	退任年月日
理事	渡邊 隆司	高松市円座町二〇九八番地	平成一五、三、四
〃	鶴川 猛	〃 二六一番地一	〃
〃	増田 弘	〃 一三八八番地	〃

二 就任した役員

種別	氏名	住 所	就任年月日
〃	坂井 賢	〃 八九〇番地四	〃
〃	西原 義則	〃 西山崎町三九八番地	〃
〃	松本 静雄	〃 三三〇番地一	〃
監事	宮武 文雄	〃 円座町一五五番地	〃
〃	小倉 曠	〃 一六七三番地二	〃
〃	高尾 照雄	〃 西山崎町一九四番地三	〃
〃	松原 茂義	〃 一四六番地一	〃
理事	渡邊 隆司	高松市円座町二〇九八番地	平成一五、三、五
〃	松原 茂義	〃 西山崎町一四六番地一	〃
〃	鶴川 猛	〃 円座町二六一番地一	〃
〃	増田 弘	〃 一三八八番地	〃
〃	坂井 賢	〃 八九〇番地四	〃
〃	西原 義則	〃 西山崎町三九八番地	〃
〃	松本 静雄	〃 三三〇番地一	〃
監事	宮武 文雄	〃 円座町一五五番地	〃
〃	小倉 曠	〃 一六七三番地二	〃
〃	高尾 照雄	〃 西山崎町一九四番地三	〃
〃	山崎 洋治	〃 一一〇六番地	〃

●香川県公告第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市鬼無町土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった）

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種別	氏名	住 所	退任年月日
----	----	-----	-------

理事	兼由	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	平成一五、三、一一
天雲 保夫	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	〃	〃
池田 和芳	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	佐料三九番地二	〃
諏訪 紘一	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	是竹一〇一番地	〃
泉田 英昭	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	鬼無一三八番地四	〃
北野 重夫	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	二六〇番地二	〃
小笠原敬一	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	五一五番地	〃
神高 清美	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	山口七九三番地二	〃
北谷 英紀	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	佐藤六五五番地	〃
多田 邦男	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	藤井二六番地	〃
藤本 弘	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	一四七番地一	〃
竹川 忠	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	四七七番地	〃
四宮 正美	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	佐料三五九番地	〃
宮本 静夫	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	是竹二七〇番地	〃
植野 隆	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	二八〇番地一	〃
天雲 保夫	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	五四四番地二	〃
田所 久男	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	藤井六五七番地二	〃
八重常太郎	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	佐藤五五八番地	〃
山花 稔	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	鬼無七八一番地	〃
二 就任した役員			
種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	天雲 兼由	高松市鬼無町鬼無五四〇番地	平成一五、三、一一
	諏訪 紘一	是竹一〇一番地	〃
	北谷 英紀	佐藤六五五番地	〃
	四宮 正美	佐料三五九番地	〃
	井上 稔	鬼無七九番地三	〃
	内海 博文	佐藤三〇七番地二	〃
	久保 友己	藤井二〇八番地三	〃
	四宮 繁文	鬼無五〇七番地	〃

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
平池土地改良区	単独市費補助土地改良事業	天神山地区	平成一五、三、三一
<p>●香川県公告第二百五十九号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項に基づき公示する。 平成十五年四月十八日</p>			
<p>一 作業種類 基本測量（一等重力測量）</p>			
<p>二 作業期間 平成十五年五月八日から同年十二月十二日まで</p>			
<p>三 作業地域 高松市</p>			
<p>●香川県公告第二百六十号 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。 平成十五年四月十八日</p>			

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

坂出市高屋町字上所一・二六―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市高屋町七九二番地

向井 壽浩

●香川県公告第二百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市林田町字上一〇〇―一六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市土器町東八丁目五二八番地

香川 智則

香川 敦子

●香川県公告第二百六十二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県建設工事執行規則（昭和三十九年香川県規則第五十四号）第六条第一項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 工事名 平成十五年度県営住宅区分寺団地二十六号棟建築工事

2 工事の場所 香川県綾歌郡国分寺町

3 工事の概要

(一) 用途 公営住宅

(二) 敷地面積 五、一一九・一五平方メートル

(三) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造 六階建

(四) 規模 建築面積 七九〇・五七平方メートル
延べ面積 三、六五一・六六平方メートル

4 工期 契約締結日から約十四月

5 設計金額 五二一、八五〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

二 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

(一) 単体企業又は共同企業体の構成員の要件

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。）

(2) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和五十九年香川県告示第四百五十六号）による指名停止期間中の者でないこと。

(3) 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一條の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百三十二條若しくは第三百三十三條の規定による破産の申立て、旧和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、本項の要件を満たすものとする。

ア 旧会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和五十五年香川県告示第四百二十七号。以下「資格基準」という。）第二条第四項の規定に基づき資格審査において格付けを受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、資格基準第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付けを受けた

もの

(4) 県内に建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有し、当該営業所に五人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること。（当該技術者は、法第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者であること。）

(二) 単体企業又は共同企業体の代表者の要件

(1) 香川県の平成十五年建設工事指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、指名基準第二条の等級別の格付け（以下「等級別格付け」という。）で建築一式工事の特A等級の格付けを受けている者であること。

(2) 法第十五条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 過去十年間（平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間をいう。以下同じ。）に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が二、四〇〇平方メートル以上であるもの（主要用途が倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築主体工事の元請（共同企業体の場合にあつては、代表者に限る。以下同じ。）としての施工実績（工事が完成したものに限る。以下同じ。）があること。

(4) 法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受けている者で、(3)に規定する建築主体工事（工事が完成したものに限る。）の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の担当技術者（建築一式工事に係る者に限る。）としての施工経験があるものを当該入札に付する工事に専任で配置できること。

(5) 単体企業にあつては、県内に主たる営業所（本社又は本店）を有すること。

(三) 共同企業体の構成員（代表者を除く。）の要件

(1) 入札参加資格者名簿に登録され、かつ、等級別格付けで建築一式工事の特A等級又はA等級の格付けを受けている者であること。

(2) 過去十年間に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が四八〇平方メートル以上であるものに係る建築主体工事の元請としての施工実績があること又は(二)(3)に規定する建築主体工事

の共同企業体の構成員（出資比率が十五パーセント以上のものに限る。）としての施工実績があること。

(3) 県内に主たる営業所（本社又は本店）を有すること。

(四) 共同企業体の要件

(1) 構成員の数が二者又は三者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
(2) 各構成員の出資比率は、構成員の数が二者である場合にあつては三十パーセント以上、三者である場合にあつては二十パーセント以上であること。

(五) その他の要件

2の(一)の日において、県営住宅国分寺団地で香川県発注の工事を元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注していない者であること。

2 入札参加資格の確認等

(一) 入札参加希望者は、平成十五年五月二日までに、様式第一号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、様式第二号から第四号までによる入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び入札参加希望者が共同企業体である場合にあつては共同企業体協定書の写しをそれぞれ二部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。

(二) 申請書、資料及び共同企業体協定書の写し（以下「申請書等」という。）は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(三) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成十五年五月九日までに書面により通知する。

(四) 資料に記載すべき事項

(1) 1の(二)(3)及び1の(三)(2)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

(2) 1の(二)(4)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

(3) 1の(一)(4)に掲げる要件を満たすことを証明する営業所及び当該営業所が有する技術者の資格
(五) 申請書等の受付

<p>3</p> <p>(一) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明を求めることができる。</p> <p>(二) (一)の説明を求めるときには、その旨を記載した書面を平成十五年五月十六日までに、2の(五)の(2)の時間に2の(五)の(3)の場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(三) (一)の説明を求めた者に対する回答は、平成十五年五月二十三日までに、書面により行う。</p> <p>(四) (三)の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。</p> <p>(五) (四)の苦情の申立てを行う場合には、その旨を記載した書面を、平成十五年六月三日までに2の(五)の(2)の時間に2の(五)の(3)の場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(六) 知事は、(四)の苦情の申立てを受けた場合には、速やかに香川県入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼し、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して七日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、書面により回答する。</p> <p>4 工事概要書等の交付</p> <p>(一) 交付期間 工事概要書については、平成十五年四月十八日から同年五月二日までとし、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)については、平成十五年五月九日から同月二十八日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。</p>	<p>く。</p> <p>(二) 交付時間 2の(五)の(2)の時間</p> <p>(三) 交付場所 香川県高松市多肥上町一二五一番地一(香川県高松土木事務所内) 財団法人香川県建設技術センター 電話番号 ○八七―八八八―六六三〇</p> <p>(四) 交付方法 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収する。</p> <p>(五) 設計図書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵便等による送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。</p> <p>(1) 提出期間 平成十五年五月十二日から同月二十二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>(2) 提出の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所</p> <p>(六) (五)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。</p> <p>(1) 閲覧期間 平成十五年五月二十六日から同月二十八日まで</p> <p>(2) 閲覧の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所</p> <p>三 入札及び開札等</p> <p>1 入札及び開札の日時 平成十五年五月二十九日(木曜日) 午前十時</p> <p>2 入札及び開札の場所 香川県高松市番町四丁目一番十号 香川県庁本館 十二階会議室 電話番号 ○八七―八三一―一一一</p> <p>3 入札書の提出方法 持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。</p> <p>四 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>五 入札保証金及び契約保証金</p>
---	--

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- 2 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

六 工事費内訳書の提出

- 1 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出することとし、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。

- 2 工事費内訳書の項目は、設計図書として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。

- 3 工事費内訳書は、返却しない。

七 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。

- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

- 3 入札回数は一回とし、一の5の金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を越える入札は失格とする。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

九 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年香川県条例第二十七号）第二条の規定により、香川県議会の議決が必要である。

- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十

問い合わせ先 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番十号

香川県土木部住宅課

電話番号 〇八七―八三三―三五八三

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成 年 月 日

香川県知事

真 鍋 武 紀 殿

(共同企業体の名称)

代 表 者	住 所	
又 は	商号又は名称	
単体企業	代 表 者 氏 名	⑩

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 氏 名	⑩

平成15年4月18日付けで入札公告のありました平成15年度県営住宅国分寺団地26号棟建築工事の入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の二の1に掲げる要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の二の1の(二)の(3)及び(三)の(2)に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告の二の1の(二)の(4)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札公告の二の1の(一)の(4)に定める営業所及び当該営業所が有する技術者の資格を記載した書面

(注)

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち本店以外のものから申請する場合にあっては、委任状を添付すること。
- 2 特定建設工事共同企業体により申請する場合にあっては、共同企業体名を冠し、構成員全員で記名押印するとともに、共同企業体協定書の写しを添付すること。
- 3 施工実績については、その実績を確認できる書類を添付すること。
- 4 配置予定の技術者については、資格を証する書類を添付すること。

様式第2号

(日本工業規格A列4番)

施 工 実 績

(共同企業体の名称)
商号又は名称

工 事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 者 名			
	受 注 者 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	受 注 形 態 等		共同企業体出資比率	%
工 事 概 要	工 事 種 別	1 新 築 2 増 築 3 改 築 4 全 面 改 修		
	主 たる 用 途			
	構 造 ・ 階 数			
	延 べ 面 積	m ²		
	建 築 面 積	m ²		

(注)

- 1 特定建設工事共同企業体により申請する場合にあっては、構成員ごとに作成すること。
- 2 施工実績は、平成5年4月1日から平成15年3月31日までの間に完成したものを記載すること。
- 3 下記の書類を添付すること。
 - (1) 上表記載の各項目の内容が確認できる書類（契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の書類の写し等）
 - (2) 工事の完成が確認できる書類
- 4 「工期」の終期については、当該工事の完成年月日を記入すること。
- 5 「受注形態等」については、「単体」、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体構成員」と記入し、共同企業体にあっては出資比率を記入すること。

配置予定の技術者の資格・工事経験

(共同企業体の名称)
商号又は名称

氏名		
工事 経験	工事名	
	発注者名	
	受注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
工事 概要	工事種別	1 新築 2 増築 3 改築 4 全面改修
	主たる用途	
	構造・階数	
	延べ面積	m ²
	建築面積	m ²

(注)

- 「工事経験」については、他の会社等で従事していた経験を含む。
- 指定建設業監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の写しを添付すること。
- 「工事種別」については、該当する番号に○をすること。

様式第4号

(日本工業規格A列4番)

営業所及び当該営業所が有する技術者の資格

(共同企業体の名称)
商号又は名称

県内の営業所名 及び所在地		
技術者氏名	住 所	主任技術者又は 監理技術者の別

(注)

- 1 特定建設工事共同企業体により申請する場合にあっては、構成員ごとに作成すること。
- 2 技術者氏名について、営業所に所属していることを証する書類を添付すること。
- 3 住所について、引き続き3箇月以上県内に居住していることを証する書類（住民票又は健康保険被保険者証、運転免許証、納税証明書等の写し）を添付すること。
- 4 技術者は、全員記載すること。ただし9人以上いる場合は9人までとする。
- 5 主任技術者又は監理技術者については、合格証明書等の当該資格を証する書類を添付すること。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第二十二号

平成十四年香川県公安委員会告示第六号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年四月十八日から施行する。

平成十五年四月十八日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

表中「川畑 馨」を「川畑政廣」に改める。

●香川県公安委員会告示第二十三号

平成十四年香川県公安委員会告示第七号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正し、平成十五年四月十八日から施行する。

平成十五年四月十八日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

表中「川畑 馨」を「川畑政廣」に改める。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第六号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成十五年四月十八日から施行する。

平成十五年四月十八日

香川県警察本部長 植 松 信 一

一のヌ及びルを次のように改める。

ヌ 香川県坂出警察署長印



ル 香川県綾南警察署長印

一のカからレまでを次のように改める。

カ 香川県善通寺警察署長印

ヨ 香川県琴平警察署長印

タ 香川県高瀬警察署長印

レ 香川県観音寺警察署長印



選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十五年四月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数 一六、六四三人

三分の一の数 二〇五、三五二人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区 九〇、四五三人

丸亀市選挙区 二一、六〇二人

坂出市選挙区 二〇、五八七人

普通寺市選挙区 九、三八三人

観音寺市選挙区 一二、〇四五人

さぬき市選挙区 一五、四〇五人

東かがわ市選挙区 一〇、六三一人

小豆郡選挙区 九、八二五人

木田郡第一選挙区 七、九二〇人

木田郡第二選挙区 六、七五二人

香川郡選挙区 九、八〇五人

綾歌郡選挙区 二一、二二九人

仲多度郡第一選挙区 九、〇四一人

仲多度郡第二選挙区 六、五二四人

三豊郡第一選挙区 二〇、一八一人

三豊郡第二選挙区 五、九九四人

正 誤

平成十五年三月三十一日（香川県報号外八）香川県規則第五十八号中訂正

ページ	誤	正
二	一	一

平成十五年四月十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています